

バリアフリー改修減税(投資型)

自己資金、ローン利用の
いずれでも適用できる

選択

自己資金またはローンを使ってバリアフリーリフォームをした場合に利用できる減税制度です。同居対応改修減税(投資型)、省エネ改修減税(投資型)、耐震改修減税(投資型)と併用でき、その場合は最大95万円(太陽光発電設備設置の場合は105万円)まで控除することが可能です。

★★★★★
**最大控除
20万円**

H33.12.31まで

平成33年12月31日居住分まで

バリアフリーリフォームを行い、平成26年4月1日から平成33年12月31日までに居住した場合、投資型減税の最大控除額は最大20万円となります。

バリアフリー改修所得税特別控除および固定資産税減額の概要

バリアフリーリフォーム工事における標準的な工事費用相当額(表1:上限200万円)の10%相当額が、その年の所得税から控除されます。また、固定資産税の減額措置の併用ができます。

概要		バリアフリー改修所得税特別控除	固定資産税の減額
最大控除額／減額率		バリアフリー改修工事に係る標準的な工事費用相当額(表1/上限:200万円)の10%を、その年分の所得税額から控除する。	平成30年3月31日までにバリアフリー改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額(100m ² 相当分まで)を3分の1減額する。
対象		20万円(1年) 次のいずれかに該当する者 ①50歳以上の者 ②要介護または要支援の認定を受けている者 ③障害者である者 ④上記②もしくは③に該当する者または65歳以上の者の いずれかと同居している者 ※合計所得金額3000万円以下	1/3(翌年度分)※省エネと併用の場合は2/3 次のいずれかに該当する者が居住していること ①65歳以上の者 ②要介護または要支援の認定を受けている者 ③障害者
バリアフリー改修工事の要件	工事内容	①通路・出入り口の拡張工事 ②階段の設置、改良工事 ③浴室改良工事 ・床面積の増加工事 ・浴槽のまたぎ高さの低いものに取り替え ・固定式移乗台、踏み台等の設置等 ④便所改良工事 ・床面積の増加工事 ・洋式便器への取り替え ・座高を高くする工事 ⑤手すり取り付け工事 ⑥段差解消工事 ⑦出入り口改良工事 ⑧床等をすべりにくくする工事	同左
	工事費	標準的な工事費用相当額が50万円超 (補助金等の額を差し引く)	50万円超
	家屋の要件	床面積が50m ² 以上等	築後10年以上を経過した住宅
減税に必要な主な書類		増改築等工事証明書	写真や領収書等(工事完了後3カ月以内に申告)

表1 標準的な工事費用相当額の一部抜粋(国土交通省)

改修工事の内容に応じた、右記の単位当たりの金額に、改修する家屋のうち、居住用に供する部分の床面積の合計を乗じた金額となります。

改修工事の内容		単位あたりの金額	単位
車いす移動	通路の幅拡張	172,700円	施工面積(m ²)
	出入り口の幅拡張	189,900円	箇所数
階段の設置または改良による勾配緩和		614,600円	箇所数
段差解消	玄関等段差解消工事	42,400円	箇所数
	浴室段差解消等工事	92,700円	施工面積(m ²)
	その他段差解消工事	35,900円	施工面積(m ²)
出入口改良工事	開戸の引戸・折戸への取り替え工事	149,400円	箇所数
	ドアノブの取り替え	14,000円	箇所数
	動力設置工事	447,800円	箇所数
	吊り戸工事	136,100円	箇所数
	動力設置、吊り戸工事以外のもの	26,700円	箇所数
床の材料をすべりにくいものに取り替える工事		20,500円	施工面積(m ²)

■問い合わせ先

国土交通省 住宅税制ホームページ http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/zeisei_index2.html
※所得税の確定申告時に必要な「増改築等工事証明書」の様式が入手できます。

